

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成二十一年七月二十一日

広島県西部農林水産事務所長 吉野 栄 作

廿日市市	事業主体	本郷地区	地区名	区画整理事業	事業名	平成一四年三月二〇日	完了年月日
------	------	------	-----	--------	-----	------------	-------